# 8月1日診療分から A 各医療機関での窓口負担が最大300円に

# 18歳≧までのお子さんの医療費の給付方式が変わります

申請問住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

# 福祉医療費給付金制度とは

乳幼児及び児童や、障がい者、母子・父子家庭の方に対し、医療機関等に受診し窓口でお支払いする保険適 用の自己負担分の一部を、町が助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

# 8月1日診療分から、18歳\*\*までのお子さんの医療費が 現物給付方式(窓口無料化)に変更され、各医療機関でのお支払いが

1ヶ月で最大300円になります

※1…18歳に到達後 最初の3月31日まで

#### 現物給付方式とは

医療機関等を受診する際、福祉医療費受給者証を提示することにより、医療サービスを受けたときの各医療 機関等窓口でのお支払いが、受給者負担金(300円/1レセプト)のみになります。

- ・18歳※1以上の方は、今までどおり自動給付方式(償還払い)となります。
- ・自費診療分(入院時食事代、薬の容器代、予防接種等)は福祉医療費の対象外ですので、医療機関等窓口 でお支払いください。

#### 受給者証

現物給付方式用の受給者証(水色)を7月中旬頃に郵送予定です。

※従来の自動給付方式用(若草色)の受給者証は、有効期間内であっても8月1日から使用できません。

# 医療費の給付方式は受ける医療等により異なります

#### |受給者証の提示により、役場窓口でのお手続きが原則不要となる場合

《長野県内の医療機関・薬局等に受診するとき: 現物給付方式》 ※柔道整復師の診療を除く

- ■1 医療機関等窓口で「福祉医療費受給者証」と、保険証を提示して受診してください。
- 2 受給者負担金(300円/1レセプト)のみお支払いください。
- ◆自費診療分(入院時食事代、薬の容器代、予防接種等)は福祉医療費の対象外ですので、医療機関等窓口 でお支払いください。

#### 《長野県内の柔道整復師の診療を受けるとき:自動給付方式》

- 医療機関の窓口で「福祉医療費受給者証」を提示し、通常通り自己負担分(総医療費の3割又は2割)を お支払いください。
- 2 診療月の約2か月後に指定の口座に受給者負担金(300円/1レセプト)を差し引いた額を振り込みます。
- ◆医療機関窓口で提示する受給者証が「現物給付方式」の受給者証であっても、自動給付方式となります。

#### ●役場窓口でのお手続きが必要となる場合

《長野県外の医療機関・薬局等に受診するとき》

《長野県内の受診の際に「福祉医療費受給者証」を提示し忘れたとき》

《福祉医療費受給者証を提示したが医療機関等で使用できず、通常どおり自己負担額をお支払いしたとき》 《治療用装具を作成した場合や整骨・接骨の診療を受けたとき》

- 医療機関等窓口で通常通り自己負担分(総医療費の3割又は2割)をお支払い後、領収書を受け取ってく
- 2 領収書等を持参し、役場窓口で申請してください。(持ち物:領収書、印鑑、保険証、福祉医療費受給者証)
- 3 診療月の約2か月後に指定の口座に受給者負担金(300円/1レセプト)を差し引いた額を振り込みます。
- ◆申請期限は**診療月から1年間**ですので、期限前に申請してください。

### 受給のしくみ

対象者	給付方法	しくみ
18歳 <sup>1</sup> まで	現物給付方式 対象の受診 <sup>2</sup> 参照	医療機関等窓口で、受給者負担金300円(最大)をお支払いください。 (例)総医療費 10,000円 自己負担額 3,000円の場合 300円(最大)支払い 医療機関 受給者 富士見町 医療サービス
	自動給付方式 対象の受診 <sup>3</sup> 参照	医療機関等窓口で自己負担額(3割又は2割)をお支払いください。 後日町から口座に振り込みをします。 (例)総医療費 10,000円 自己負担額 3,000円の場合
18歳 1以上	自動給付方式	3,000円支払い       受給者       富士見町         医療サービス       後日2,700円振込

- ※2 … 現物給付方式対象となるのは、県内医療機関等の外来(医科、歯科、調剤、訪問看護)、入院の受診です
- ※3 ··· 今までどおり自動給付(償還払い)対象となるのは、柔道整復、県外診療、治療用装具、整骨、接骨の受診や、受診のときに 受給者証が使用できなかった場合等です

#### 医療機関を受診するときのお願い

### ●入院等で医療費が高額になる場合は「限度額認定証」をご用意ください

入院等で自己負担額が高額になる場合は、お持ちの保険証の発行元である医療保険者に「限度額認定証」を申請し、受診の際に医療機関窓口で提示してください。

#### <限度額認定証とは>

医療機関等窓口でお支払いする自己負担額を、限度額(所得によって異なる)までに抑えることができます。

## ●学校管理下でのけが等の場合は、福祉医療費受給者証を提示しないでください

学校管理下でのけが等の場合は、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金(以下、スポーツ振興給付金)の支給対象となるため、スポーツ振興給付金の受給が優先され、福祉医療費の支給対象外です。福祉医療費受給者証を提示せず、通常通り自己負担分をお支払いください。スポーツ振興給付金の申請は、学校の保健室や保育園で行ってください。

◆500点未満の診療等でスポーツ振興給付金の該当にならなかった場合は、領収書をお持ちいただき、役場窓口で申請してください。

### ●他の公費負担医療の受給者証等を持っている方は、その受給者証も必ず提示してください

福祉医療費制度の他にも、国や県が実施している医療費助成制度(他公費負担医療制度)があります。他公費負担医療制度が優先となりますので、受給者証等を持っている方は、必ずその受給者証等を一緒に医療機関等窓口に提示してください。

#### <他の医療費助成制度の例>

自立支援医療、特定疾患医療、特定疾病、小児慢性特定疾患、ウィルス肝炎、未熟児養育医療等

#### ◆医療費は年々増加しています。コンビニ受診はやめましょう

福祉医療費は本来みなさんが支払う総医療費の3割(又は2割)を町が負担し、安心して医療機関等を受診することを目的としています。皆さまの税金によりまかなわれ、社会全体で支えていく制度ですので、将来にわたりこの制度を維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解のうえ、安易な受診は控えましょう。